

反復継続的に開示がなされた情報等の提供について

平成27年7月22日
情報公開に関する連絡会議申合せ

平成27年3月27日、各府省官房長等で構成する各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（以下「基本的指針」という。）が決定された。基本的指針Ⅰ-4においては、「積極的な情報公開」として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、原則としてWebサイトによる提供を図る」とされた。

反復継続的に開示請求が見込まれる情報は、一般に国民からのニーズ、関心が高い情報であると考えられ、これらの情報をWebサイトにおいて提供し、その状況を公表することにより、国民（開示請求しようとする者）は開示請求を行うことなく求める情報を得られるとともに、行政機関にとっても開示請求件数の減少による事務効率化が期待される。

以上を踏まえ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第24条（注）の政府における具体的な取組として、以下のとおり、反復継続的に開示請求が見込まれるものについての情報の提供に関する取扱方針を定めるものとする。

（注）「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」

- Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針
（平成27年3月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

Ⅰ Web サイト等により提供する情報の内容

4 積極的な情報公開

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、原則として Web サイトによる提供を図る。

1 基本的な考え方

各行政機関は、基本的指針に基づき、「情報公開法に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるもの」について、原則としてWebサイトによる提供を行うものとする。

提供に当たっては、適時、かつ、適切な方法で積極的な情報提供を行う本件の趣旨に鑑み、国民、企業等からの利用の要望の多い情報など、国民からのニーズ、関心の高い情報の優先的な提供に努めるものとする。

また、基本的指針では、「行政の諸活動に関する情報」（I-1）及び「社会的な有効活用に資する情報」（I-3）について、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、Webサイト等を通じ積極的に提供するとされている。本申合せによる提供対象情報もこれと同じ趣旨で、このような支障がない限り、Webサイトを通じ積極的に国民に提供することを原則とする。

2 Webサイトによる提供の促進

（1）積極的な情報提供の対象情報

ア 各行政機関において、情報公開担当は、以下により、情報公開法に基づき実際に反復継続して開示された行政文書を把握する（注1）。

i) 各行政機関は、同じ行政文書に対して各年度の1年間に三以上の異なる者から情報公開法に基づく開示請求があり、それらの開示請求の全てに対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定及び開示の実施が行われた場合を把握するものとする（注2）。

ii) 全部開示ではないが、一部を開示する旨の決定が行われた行政文書のうち、不開示部分が当該行政文書のごく一部（注3）である場合についても、全部開示の場合と同様に把握するものとする。

（注1）情報公開法第17条の規定に基づき、同法第2章に定める権限又は事務を委任している場合は、同条により委任されている行政機関の職員に係る部局等ごとに把握することができるものとする。

（注2）把握の時期は、業務の合理化の観点から、情報公開法の施行状況調査のタイミングに合わせて行うことを標準とするものとする。

（注3）例えば、不開示部分が当該行政文書から文書形式上容易に除くことができ、箇所数も限定的で、行政文書全体に占めるその割合が極めて限られているものなど。

イ 各行政機関は、上記アの把握結果を基に、情報公開担当、Web提供担当及び原課の連携の上で、以下により、情報提供の対象となる行政文書を検討し、積極的に提供を行うこととする（注）。

i) 提供に当たっては、政府による積極的な情報提供の趣旨に鑑み、国民、企業等からの利用の要望の多い情報であって、当該行政文書に記録されている情報

が、各行政機関の基本的な政策若しくは重要な政策等に関する情報又は国民生活に関係が深い情報について、積極的な提供に努める。

- ii) 基本的指針では、「行政の諸活動に関する情報」(I-1)及び「社会的な有効活用に資する情報」(I-3)について、Webサイトによる提供により、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供するとされている。本申合せによる提供対象についてもこれと同じ趣旨で、このような支障がない限り、Webサイトを通じ積極的に国民に提供することを原則とする。

(注) 情報公開法第17条の規定に基づき、同法第2章に定める権限又は事務を委任している場合は、同条により委任されている行政機関の職員に係る部局等ごとに提供を行うことができるものとする。

- ウ 各行政機関は、上記イによりWebサイトによる提供を行う行政文書と同様の取扱いが可能と考えられる同種の行政文書(他の行政文書ファイル等に含まれる情報であっても、相互に密接な関連を有すると考えられる情報を含む。)についても、上記イに準じて積極的に提供を行うものとする。

(2) Webサイトによる提供

各行政機関においては、基本的指針のI「Webサイト等により提供する情報の内容」を踏まえ、情報公開担当、Web提供担当及び原課が連携し、Webによる提供に支障がない限り、Webサイトによる提供を行うものとする。

Webサイトによる提供に当たっては、原則、機械判読を考慮した構造で、かつ機械判読に適したデータ形式により行うものとする。

ただし、提供対象文書の情報の容量が膨大なものなど、Webサイトでの提供にはサーバ負荷が大きいなどにより多大なコストを要するものについては、情報セキュリティの確保及び行政事務の負担にも配慮しつつ、CD-R等での提供など、国民の便宜を踏まえた他の合理的な提供方法によることができるものとする(注)。

(注) 他の提供方法によることとした場合、対象となる行政文書(情報)の種類や範囲をWebサイト上に明示しておくものとする。また、CD-R等での提供の場合、媒体について情報提供の希望者による負担とすることで差し支えない。

(3) 提供の優先順位

Webサイトによる提供はできるだけ早期に行うことが望ましいが、より国民からのニーズ、関心の高い情報を優先的に提供する観点から、開示の実施回数が多いものから提供を開始するなど、順次、Webサイトによる提供を行うものとする(注)。

(注) 文書の情報容量が膨大なものなど、Webサイトでの提供にはサーバ負荷が大きく多大なコストを要するとして、CD-R等での提供など他の提供方法によることとしたものについても、情報通信技術の進展等も踏まえつつ、Webサイトでの提供等に切り換えることを検討する。

3 情報の提供状況の公表

各行政機関は、上記2（1）イ、ウにより提供する情報のうち、Webサイトにより提供されている情報については、その情報の名称及びURLを各行政機関のWebサイト上において共通のカテゴリー（「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」別紙のカテゴリー）として設けている「情報公開」のカテゴリーに掲載する（e-Govの「情報公開・公文書管理」のページから一元的にアクセス可能な状態とする。）。掲載に当たっては、情報を業務分野ごとに分類するなど分かりやすい構成とするものとする。

また、上記2（1）イ、ウにより提供する情報のうち、Webサイトによる提供以外の方法で情報提供を行うこととしたものについても、その提供方法等を上記の「情報公開」のカテゴリーに掲載するものとする。

なお、上記2（1）アにより把握した情報ではないが、国民からのニーズ、関心の高いと考えられる情報について、Webサイトにより提供されている情報があれば、その情報の名称及びURLについても、上記の「情報公開」のカテゴリーに掲載することができるものとする。

また、Webによる提供を行った情報をデータカタログサイト（DATA.GO.JP）からも閲覧できるよう、同サイトへのメタデータの登録を積極的に行うものとする。

4 施行等

本申合せによる情報提供については、平成27年度の開示請求について把握し、平成28年度からWebサイトによる提供を開始できるよう、準備を行うものとする。

本申合せについては、各行政機関における本申合せによる毎年度の情報提供の状況、情報通信技術の動向、国民等からの意見・要望等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。